

大高緑地プール跡地における民間活力導入公園施設のPark-PFI事業者募集  
 現地説明会(令和5年3月10日)  
 質問事項及びその回答

項目	質問	回答
1	法規制の情報をいただけますか。	法的な土地利用規制については、公募設置等指針に記載しております。詳細な規制内容については、各規制を所管する機関にご確認ください。
2	既存インフラの情報や、現況図面など追加で資料をいただけますか。	既存インフラ等の資料につきましては、4月上旬までに配布の方法について、県Webページでご案内させていただきます。
3	設置管理許可期間は10年で更新、事業の認定有効期間は20年が上限と記載があるが、どのような条件で設置管理許可の更新がされますか。 (指針P10許可期間)	公募設置等計画の期間を最長20年で認定し、その認定期間中は条件なく設置管理許可期間を延伸します。 ただし、許可の事務手続きは必要となります。
4	使用料の分類に、公園施設を設ける場合と、管理する場合とあります。この管理する場合とは、管理棟などを活用する場合と解釈してよいですか。 (指針P16使用料)	公園施設を新たに設ける場合は、都市公園法に基づく設置許可、管理する場合は管理許可となります。 新たに公園施設を設置する場合、設置面積部分に使用料がかかり、既存施設の管理棟などを使用する場合に、使用面積部分に使用料がかかります。
5	特定公園施設を新たに設置する場合、管理許可が必要になりますか。 (指針P17特定公園施設)	特定公園施設については、設置した施設は県に譲渡してもらいます。県の公園施設となった部分を事業エリアとして独占的に使用する場合は管理許可を取っていただくことになります。
6	利便増進施設については、提案することができると記載がありますが、提案しないことも可能でしょうか。 (指針P18利便増進施設)	利便増進施設の提案は必須ではありませんが、提案いただければ評価対象となります。
7	プール跡地ということで既に施設があった場所ではありますが、埋蔵文化財については確認の必要はありますか。	愛知県文化財マップでは埋蔵文化財は確認されていません。
8	大高緑地全体のリニューアル計画などはありますか。	現在のところ、ありません。